

新中央航空（株）に対する嚴重注意について

平成23年 9月30日

国土交通省 東京航空局

新中央航空株式会社に対して平成23年9月16日に実施した本社・主基地（竜ヶ崎）に対する立入検査の結果、事業機に装備された航空機衝突防止装置に発生した不具合事案に対する社内対応において、法令・規程不遵守等の不具合が認められたため、本日付けで東京航空局保安部長から同社安全統括管理者あて別添のとおり文書による嚴重注意を行いましたので、お知らせします。

今後、嚴重注意に基づく措置が会社において着実に実施されるよう、定期監査及び随時監査により継続的に監視して参ります。

問い合わせ先

東京航空局保安部航空事業安全監督官

電話 03-5275-9292（代表）

担当 前任航空事業安全監督官 小松（内線7710）

（直 通）03-5275-9307（航空事業安全監督官）

※代表電話の交換業務は、平日 08:30～17:45 です。

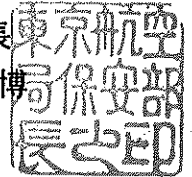
この時間帯以外は、恐れ入りますが直通で問い合わせ下さい。



東 空 安 第 17 号
平成23年 9月30日

新中央航空株式会社
安全統括管理者 池長 弘善 殿

国土交通省東京航空局保安部長
工藤 正博



航空輸送の安全確保について（嚴重注意）

平成23年9月16日に実施した貴社本社・主基地（竜ヶ崎）に対する立入検査の結果、貴社所属の事業機 JA34CA（ドルニエ式 Dornier228-212 型）の航空機衝突防止装置に発生した不具合の社内対応において、以下の不適切な事態が認められた。

- （１）本年５月以降、断続的に発生している航空機衝突防止装置の不具合について、航空日誌へ不具合内容及び修理記録が記載されていない。
- （２）不具合修復のため航空機衝突防止装置等の機器が交換されているが、取り卸された機器について本来機能を確認せずに再使用していた。
- （３）航行中に発生した航空機衝突防止装置の不具合について、航空法第111条の４に基づく当局への報告が行われていない。
- （４）航空機製造会社へ技術支援を仰ぐなど不具合再発防止に係る技術検討及び当該検討結果に基づく整備指示が十分に行われていなかった。

これらのことは、貴社における法令・規程遵守に関する意識が欠如し、安全管理体制が十分に機能していなかったこと、また、整備管理体制が不十分であったことによるものと言わざるを得ない。

航空運送事業の許可を受けた貴社において、このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

については、このような事態が発生した原因及び背景等について調査を行ったうえで、再発防止対策を策定し、10月14日までに文書で報告されたい。